

令和3年6月7日開催

箕輪町農業委員会第4回総会

会 議 録

1 開催日時 令和3年6月7日(月) 午後3時00分から午後3時45分

2 開催場所 箕輪町役場3階 講堂

3 出席委員 22人

会長 鈴木 健二

会長代理 議席1番 春日 初

委員 2番 金澤 博

3番 倉田 孝子

4番 唐澤 金実

5番 唐澤 稔

6番 藤田 久一

7番 櫻井 克成

8番 井口 雅文

9番 藤森 英雄

10番 原 美鈴

11番 赤沼 好秋

12番 唐澤 健二

13番 小林 正俊

14番 鈴木 健二

15番 大槻 憲治

16番 関 幹子

17番 唐澤 俊秀

18番 小野健一朗

19番 小松 孝寿

20番 唐澤 由寛

21番 藤澤 昭二

22番 上田 千志

4 農業委員会事務局職員

事務局次長 唐澤 智大

事務局 清水 益夫

## 5 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
- 日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
- 日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- 日程第8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第9 報告第3号 農地法第29条第16項の規定による認定電気通信事業者による携帯基地局設置のための届出について
- 日程第10 報告第4号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）について

事務局 携帯電話はマナーモードにさせていただきますようご確認をお願いいたします。  
開会前の挨拶を取り交わしたいと思います。  
ご起立をお願いいたします。  
続きまして、農業委員会憲章のご唱和をお願いいたします。  
【唱 和】  
ありがとうございました。ご着席願います。  
冒頭会長よりごあいさつをお願いいたします。

会 長 新しい委員になり、問い合わせが多いかと思えます。新しい委員、前からの委員、関係なく問い合わせが来るかと思えますが、よろしく願います。  
本日は日程が混んでいますので、よろしく願います。

事務局 これ以降につきましては、会長が議長となり進行いたしますので、よろしく願います。

議 長 ただいまから第4回総会を開会いたします。  
ただ今の出席委員は22人です。箕輪町農業委員会会議規則第6条による定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。  
ここで、5月の経過報告をいたします。事務局願います。

事務局

第3回総会を5月6日木曜日に開催しました。農地法第3条の案件4件、農地法第4条の案件3件、農地法第5条の案件7件については、総会后7日付けで許可書を交付しました。

5月14日金曜日午後6時から役場202会議室において農地相談を開催しましたが相談はありませんでした。

5月18日火曜日午後7時から役場202会議室において農地部会を開催し農業後継者問題の把握について協議しました。

議長

それでは、これより議事に入ります。

日程第1 「会議録署名委員の指名」を行います。

7番 櫻井 克成 委員 8番 井口 雅文 委員  
の両委員を指名いたします。

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明をいたします。

1番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

売買価格は、坪〇〇円です。

土地の表示は、東箕輪〇〇番〇〇 地目は「畑」面積〇〇㎡です。

譲渡人は〇〇氏です。

高齢となり所有する農地全てについては管理が難しくなっているため、農業経営の縮小を考えています。

譲受人は〇〇氏で農業経営に意欲があり、今後当該土地を継続管理する意向であることから、所有権移転を行います。

2番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

売買価格は、坪〇〇円です。

土地の所在は、中箕輪〇〇 地目は「田」面積〇〇㎡です。

譲渡人は〇〇氏です。

高齢となり農業経営の縮小を考えています。

譲受人は同じく〇〇氏で農業経営の拡充のため所有権移転を行います。

3番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

売買価格は、坪〇〇円です。

土地の所在は、東箕輪〇〇番〇〇 地目「畑」面積〇〇㎡です。

譲渡人は東京都の〇〇氏で遊休地状態の当該土地について維持管理に苦慮しており、譲渡を考えていました。

譲受人は現在南箕輪村に住む〇〇氏で、現在は家族で借家住宅住まいですが、広い住宅を希望し、隣に畑のある土地を取得したいと考えています。

隣の畑では、自己消費野菜を継続的に生産していきたいと考えています。

住宅用地はとなりの東箕輪〇〇番〇〇面積は〇〇㎡となります。

こちらの農地については後ほど第3号議案の5条申請の際に協議を行います。

4番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

売買価格は、坪〇〇円です。

土地の表示は、中箕輪〇〇番〇〇 地目「畑」面積〇〇㎡

中箕輪〇〇番〇〇 地目「畑」面積〇〇㎡です。

亡くなった〇〇氏の相続財産である当該土地を諏訪市の〇〇氏へ所有権移転を行うものです。

〇〇氏は当該土地周辺で果樹の生産をすでに行っています。

議案第1号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。  
1番、3番案件、金澤委員。

金澤委員 金澤です。事務局の説明のとおりです。特に問題ないかと思えます。

議 長 2番案件、春日委員。

春日委員 春日です。5月13日説明をうけました。特に問題ないかと思えます。

議 長 4番案件、櫻井委員。

櫻井委員 櫻井です。前任の委員から引き継ぎを受けています。裁判所がらみでやっと通って来ました。受け手の方は一生懸命頑張っている方です。  
特に問題ないかと思えます。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明がありました。  
これより質疑に入ります。

ただいま事務局の説明及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙  
手願います。

(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第1号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

異議なしと認めます。

よって議案第1号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号 農地法第4条の許可申請について 説明をいたします。

1番目の案件です。住宅敷地としての申請になります。

土地の所在は、中箕輪〇〇番〇〇 地目「畑」面積〇〇㎡。

申請人は、〇〇氏です。

申請地の住宅は昭和45年から申請者の父が移築・増改築を行いましたが、農地  
転用の申請が出ていなかったため、ここで申請をおこなうものです。

農地区分は、市街化近接区域でおおむね10ha未満の農地で第2種農地に該当。  
位置的代替性はないと判断します。

議案第2号についての説明は以上になります。ご審議をお願いします。

議 長

ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。

1番案件、藤田委員。

藤田委員

藤田です。事務局の説明のとおりです。

議 長

ただいま事務局及び地区の担当委員から説明がありました。

これより質疑に入ります。

ただいま事務局の説明及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙  
手願います。

(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第2号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第3号 農地法第5条の許可申請について説明をいたします。

1番目の案件です。売買での所有権移転による住宅敷地としての申請です。

土地の所在は、中箕輪〇〇番〇〇 地目は「畑」 面積〇〇㎡です。

売買金額は、坪 〇〇円です。

譲受人の〇〇氏は現在塩尻市でアパート暮らしをしているが、将来を見据え自己  
所有の住宅を新築したいと考えていたところ、山々の景色が良く家庭菜園もできる  
一戸建て住宅に最適な当該土地が見つかり所有権移転をするものです。

譲渡人の〇〇氏は伊那市在住で今後、農業経営の縮小を考えており、当該土地の  
耕作は行っておりません。

農地区分は消極的2種農地に該当。位置的代替性もないため、転用やむなしと判  
断します。

2番目の案件です。売買での所有権移転による住宅・物置としての申請です。

土地の所在は、東箕輪〇〇番〇〇 地目「畑」面積〇〇㎡

売買金額は、坪〇〇円です。

本件は議案第1号の3条案件で説明させていただいた関連の案件です。

譲受人は現在南箕輪村に住む〇〇氏で、現在は家族で借家住宅住まいですが、広  
い住宅を希望し、土地を探しておりました。

3条案件の農地（東箕輪〇〇番〇〇 〇〇㎡の畑）と一緒に取得し、住宅と物  
置を建て、畑では野菜の栽培を継続していきたいと考えています。

譲渡人の〇〇氏は東京都在住で当該土地の維持管理に苦慮していました。

農地区分は、市街化近接区域でおおむね10ha未満の農地で第2種農地に該当。  
位置的代替性もないため、転用やむなしと判断します。

3番目の案件です。売買での所有権移転による資材置場としての申請です。

土地の所在は、中箕輪〇〇番〇〇 地目「畑」面積〇〇㎡

売買金額は、坪〇〇円です。

譲受人は、沢の〇〇氏で〇〇の代表取締役社長です。

工場の隣接地である当該農地を購入し、コンクリート擁壁を設置、盛土をして工場の基礎と同じ高さにし、〇〇で使用する資材製品置場として活用したいための申請です。

農地区分は、市街化近接区域でおおむね10ha未満の農地で第2種農地に該当。位置的代替性もないため、転用やむなしと判断します。

4番目の案件です。売買での所有権移転による住宅用地としての申請です。

土地の所在は、中箕輪〇〇番〇〇 地目「畑」面積〇〇㎡

売買金額は、坪〇〇円です。

譲受人の〇〇氏は夫婦で町内のアパートに暮らしていますが、仕事の関係から移住が必要であり、景観及び生活環境が希望に合致したため購入を決めたものです。

譲渡人の〇〇氏は農業経営の縮小を考えています。

農地区分は、用途地域内で、第3種農地に該当。

位置的代替性もないため、転用やむなしと判断します。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請につきましての説明は以上です。

ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。  
1番案件、赤沼委員。

赤沼委員 赤沼です。十数年前に埋め立てをしてその後は農地としては使われておりません。  
住宅街近くで問題ないと思われま。

議長 2番案件、金澤委員。

金澤委員 金澤です。議案1号の隣です。問題ないと思われま。

議長 3番案件、唐澤金実委員。

唐澤金実委員 唐澤です。現在何も作っておらず、工場が隣にあり問題ないと思われま。

議長 4番案件、藤森委員。

藤森委員 藤森です。申請者から説明を受けました。農地としての場所ではなく、問題ないと思われま。



議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明がありました。  
これより質疑に入ります。  
ただいま事務局の説明及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙  
手願います。

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。  
議案第3号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第3号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

日程第5議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地  
中間管理事業分）についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の農地中間管  
理事業分について説明いたします。

こちらは、県の農業開発公社（中間管理機構）が間に入る形での利用権の設定を  
行った農地の状況となります。

1ページは、総括表となります。

田1, 654㎡ 畑 111, 576㎡ 計113, 230㎡ であります。

2ページから9ページは、借り手の状況となります。

利用権の設定期間は、令和3年6月9日から令和13年12月31日までの10  
年間となります。

10ページから17ページは、貸し手の状況となります。

それぞれ確認をいただきたいと思っております。

議案第4号 農地中間管理事業分に関しての説明は以上となります。  
ご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんか。  
（質問・意見なし）

質疑を終結いたします。 議案第4号を採決いたします。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理  
事業分）について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案どおり認めることに決定しました。

日程第6議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について明いたします。

1ページは、総括表となります。

田 10,372㎡、畑 8,819㎡ 計 19,191㎡

2ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。

それぞれ確認いただきたいと思えます。

議案第5号 農用地利用集積計画に関しての説明は以上となります。

ご審議をお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんか。

(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。 議案第5号を採決いたします。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案どおり認めることに決定しました。

続きまして、日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項 の規定による届出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について説明をいたします。

使用貸借・賃貸借について、双方の合意により解約の届出をしたもの 令和3年

5月に受け付けた内訳になります。6件 解約の届出がありました。  
次期耕作者が決まっている方が、5件となっております。  
報告第1号についての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議 長 報告第1号について、事務局より説明がありました。  
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言がないようですので、報告第1号は聞きとどめて参ります。  
続きまして、日程第8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出  
についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明をいたしま  
す。

相続により農地を取得しました届出の令和3年5月の受付分になります。全部で  
2件ございました。  
報告第2号に付きましての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議 長 報告第2号について、事務局より説明がありました。  
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言がないようですので、報告第2号は聞きとどめて参ります。  
続きまして、日程第9 報告第3号 農地法第29条第16項の規定による認定  
電気通信事業者による携帯基地局設置のための届出についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第3号 農地法第29条第16項の規定による認定電気通信事業者による携  
帯基地局設置のための届出について説明します。

農地法施行規則第29条に農地転用許可不要と認められている事業者による届出  
となります。

議案書の最後に総務省の電気通信事業認定通知書と、全部認定書の写しを付けて  
ありますが、こちらの認定をいただいた事業者が行う携帯基地局設置については、  
農地転用許可が不要となっております。

今回の所在は、東箕輪〇〇番〇〇 地目「畑」 面積は、〇〇㎡の内〇〇㎡  
中箕輪〇〇番〇〇 地目「畑」 面積は、〇〇㎡の内〇〇㎡

携帯電話の基地局設置について話があり、本届の提出を許可申請に代わり提出い

ただいたものになります。

報告第3号に付きましての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議 長 報告第3号について、事務局より説明がありました。  
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言がないようですので、報告第3号は聞きとどめて参ります。  
続きまして、日程第10 報告第4号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援  
事業分）についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第4号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）についてご説明  
いたします。

公社への売買ですが、2～3ページをお願いいたします。  
報告第4号についての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議 長 報告第4号について、事務局より説明がありました。  
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言がないようですので、報告第4号は聞きとどめて参ります。

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件  
がございましたら、お出しいただきたいと思えます。  
特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。  
大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

---

7 番

---

8 番

---